

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部  
改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一七―一四九

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の一及び二の表中「116,800円」を「116,900円」に改め、別表第二の三から五までの表中「118,  
800円」を「118,900円」に改め、別表第二の六の表中「129,800円」を「129,900円」に、「122,800円」を「  
122,900円」に改め、別表第二の九の表中「139,600円」を「139,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―一七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

人事院規則 9—17—149 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第二（第二条関係）			別表第二（第二条関係）		
一 行政職俸給表（一）			一 行政職俸給表（一）		
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	139,300円	10 級	一種	(同左)
9 級	一種	130,300円	9 級	一種	(同左)
	二種	104,200円		二種	(同左)
8 級	一種	<u>116,900円</u>	8 級	一種	<u>116,800円</u>
	二種	94,000円		二種	(同左)
	三種	82,200円		三種	(同左)
7 級	二種	88,500円	7 級	二種	(同左)
	三種	77,400円		三種	(同左)
	四種	66,400円		四種	(同左)
6 級	三種	72,700円	6 級	三種	(同左)
	四種	62,300円		四種	(同左)
	五種	51,900円		五種	(同左)
5 級	四種	59,500円	5 級	四種	(同左)
	五種	49,600円		五種	(同左)
4 級	四種	55,500円	4 級	四種	(同左)
	五種	46,300円		五種	(同左)
二 専門行政職俸給表			二 専門行政職俸給表		
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額
8 級	一種	139,300円	8 級	一種	(同左)
7 級	一種	130,300円	7 級	一種	(同左)
	二種	104,200円		二種	(同左)
6 級	一種	<u>116,900円</u>	6 級	一種	<u>116,800円</u>
	二種	94,000円		二種	(同左)
	三種	82,200円		三種	(同左)
5 級	二種	88,500円	5 級	二種	(同左)
	三種	77,400円		三種	(同左)
	四種	66,400円		四種	(同左)
4 級	三種	72,700円	4 級	三種	(同左)
	四種	62,300円		四種	(同左)
	五種	51,900円		五種	(同左)
3 級	五種	49,100円	3 級	五種	(同左)
三 税務職俸給表			三 税務職俸給表		
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額

10 級	一種	139,300円
9 級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8 級	一種	<u>118,900円</u>
	二種	95,700円
	三種	83,800円
7 級	二種	90,900円
	三種	79,500円
	四種	68,100円
6 級	三種	78,200円
	四種	67,100円
	五種	55,900円
5 級	四種	64,600円
	五種	53,800円
4 級	四種	61,000円
	五種	50,800円

10 級	一種	(同左)
9 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
8 級	一種	<u>118,800円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
7 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
6 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
	五種	(同左)
5 級	四種	(同左)
	五種	(同左)
4 級	四種	(同左)
	五種	(同左)

四 公安職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
11 級	一種	139,300円
10 級	一種	130,300円
	二種	104,200円
9 級	一種	<u>118,900円</u>
	二種	95,700円
	三種	83,800円
8 級	二種	90,900円
	三種	79,500円
	四種	68,100円
7 級	三種	78,200円
	四種	67,100円
	五種	55,900円
6 級	四種	64,600円
	五種	53,800円
5 級	四種	61,000円
	五種	50,800円

四 公安職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
11 級	一種	(同左)
10 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
9 級	一種	<u>118,800円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
8 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
7 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
	五種	(同左)
6 級	四種	(同左)
	五種	(同左)
5 級	四種	(同左)
	五種	(同左)

五 公安職俸給表（二）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	139,300円
9 級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8 級	一種	<u>118,900円</u>

五 公安職俸給表（二）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	(同左)
9 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
8 級	一種	<u>118,800円</u>

	二種	95,700円
	三種	83,800円
7 級	二種	90,900円
	三種	79,500円
	四種	68,100円
6 級	三種	78,200円
	四種	67,100円
	五種	55,900円
5 級	四種	64,600円
	五種	53,800円
4 級	四種	61,000円
	五種	50,800円

	二種	(同左)
	三種	(同左)
7 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
6 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
	五種	(同左)
5 級	四種	(同左)
	五種	(同左)
4 級	四種	(同左)
	五種	(同左)

六 海事職俸給表 (一)

職務の級	区分	俸給の特別調整額
7 級	一種	<u>129,900円</u>
	二種	106,200円
6 級	一種	<u>122,900円</u>
	二種	99,400円
	三種	87,000円
5 級	三種	81,100円
	四種	69,500円
4 級	三種	74,900円
	四種	64,200円

六 海事職俸給表 (一)

職務の級	区分	俸給の特別調整額
7 級	一種	<u>129,800円</u>
	二種	(同左)
6 級	一種	<u>122,800円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
5 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
4 級	三種	(同左)
	四種	(同左)

七・八 (略)

七・八 (同左)

九 研究職俸給表

職務の級	区分	俸給の特別調整額
6 級	一種	<u>139,700円</u>
5 級	一種	129,300円
	二種	103,400円
	三種	90,500円
	四種	77,600円
4 級	三種	78,400円
	四種	67,200円
3 級	四種	60,900円

九 研究職俸給表

職務の級	区分	俸給の特別調整額
6 級	一種	<u>139,600円</u>
5 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
4 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
3 級	四種	(同左)

十～十三 (略)

十～十三 (同左)

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三四―二七

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
1 年以上 2 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
2 年以上 3 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
3 年以上 4 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
4 年以上 5 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
5 年以上 6 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	90,000
6 年以上 7 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	48,800	80,000
7 年以上 8 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	47,000	60,000
8 年以上 9 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	45,200	40,000
9 年以上 10 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	43,400	20,000
10 年以上 11 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	41,600	
11 年以上 12 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	39,800	
12 年以上 13 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	38,000	
13 年以上 14 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	36,200	
14 年以上 15 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	34,400	
15 年以上 16 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	33,400	
16 年以上 17 年未満	409,400	364,000	304,700	248,000	182,700	32,000	
17 年以上 18 年未満	405,000	360,000	301,400	245,400	181,100	30,600	
18 年以上 19 年未満	400,600	356,000	298,100	242,800	179,500	29,200	
19 年以上 20 年未満	396,200	352,000	294,800	240,200	177,900	27,800	
20 年以上 21 年未満	391,800	348,000	291,500	237,600	176,300	26,400	
21 年以上 22 年未満	372,400	331,100	277,700	225,600	167,100	25,800	
22 年以上 23 年未満	352,600	313,900	263,700	213,700	157,300	25,200	
23 年以上 24 年未満	333,300	297,200	250,200	201,700	148,200	24,200	
24 年以上 25 年未満	313,900	280,300	236,300	189,900	138,500	23,600	
25 年以上 26 年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	129,300	23,000	
26 年以上 27 年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	118,300	22,400	
27 年以上 28 年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	107,900	21,800	
28 年以上 29 年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	97,600	21,000	
29 年以上 30 年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	86,600	20,700	
30 年以上 31 年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	76,000	20,300	
31 年以上 32 年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	64,900	19,700	
32 年以上 33 年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	54,500	18,800	
33 年以上 34 年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	40,300	17,900	
34 年以上 35 年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	27,100	17,200	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三四の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

改正後

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員 円	3 項職員 円
	1 種 円	2 種 円	3 種 円	4 種 円	5 種 円		
1 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
1 年以上 2 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
2 年以上 3 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
3 年以上 4 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
4 年以上 5 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
5 年以上 6 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	90,000
6 年以上 7 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	48,800	80,000
7 年以上 8 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	47,000	60,000
8 年以上 9 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	45,200	40,000
9 年以上 10 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	43,400	20,000
10 年以上 11 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	41,600	
11 年以上 12 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	39,800	
12 年以上 13 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	38,000	
13 年以上 14 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	36,200	
14 年以上 15 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	34,400	
15 年以上 16 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	33,400	
16 年以上 17 年未満	409,400	364,000	304,700	248,000	182,700	32,000	
17 年以上 18 年未満	405,000	360,000	301,400	245,400	181,100	30,600	
18 年以上 19 年未満	400,600	356,000	298,100	242,800	179,500	29,200	
19 年以上 20 年未満	396,200	352,000	294,800	240,200	177,900	27,800	
20 年以上 21 年未満	391,800	348,000	291,500	237,600	176,300	26,400	
21 年以上 22 年未満	372,400	331,100	277,700	225,600	167,100	25,800	
22 年以上 23 年未満	352,600	313,900	263,700	213,700	157,300	25,200	
23 年以上 24 年未満	333,300	297,200	250,200	201,700	148,200	24,200	
24 年以上 25 年未満	313,900	280,300	236,300	189,900	138,500	23,600	
25 年以上 26 年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	129,300	23,000	
26 年以上 27 年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	118,300	22,400	
27 年以上 28 年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	107,900	21,800	
28 年以上 29 年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	97,600	21,000	
29 年以上 30 年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	86,600	20,700	
30 年以上 31 年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	76,000	20,300	
31 年以上 32 年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	64,900	19,700	
32 年以上 33 年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	54,500	18,800	
33 年以上 34 年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	40,300	17,900	
34 年以上 35 年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	27,100	17,200	

備考  
 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。  
 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。  
 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

改正前

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員 円	3 項職員 円
	1 種 円	2 種 円	3 種 円	4 種 円	5 種 円		
1 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
1 年以上 2 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
2 年以上 3 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
3 年以上 4 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
4 年以上 5 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
5 年以上 6 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	90,000
6 年以上 7 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	48,700	80,000
7 年以上 8 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	46,900	60,000
8 年以上 9 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	45,100	40,000
9 年以上 10 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	43,300	20,000
10 年以上 11 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	41,500	
11 年以上 12 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	39,700	
12 年以上 13 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	37,900	
13 年以上 14 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	36,100	
14 年以上 15 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	34,700	
15 年以上 16 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	33,300	
16 年以上 17 年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	182,500	31,900	
17 年以上 18 年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	180,900	30,500	
18 年以上 19 年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	179,300	29,100	
19 年以上 20 年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	177,700	27,700	
20 年以上 21 年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	176,100	26,300	
21 年以上 22 年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	166,900	25,700	
22 年以上 23 年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	157,100	25,100	
23 年以上 24 年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	148,000	24,100	
24 年以上 25 年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	138,300	23,500	
25 年以上 26 年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	129,100	22,900	
26 年以上 27 年未満	271,200	242,200	204,800	163,500	118,100	22,300	
27 年以上 28 年未満	249,000	221,800	187,700	149,200	107,700	21,700	
28 年以上 29 年未満	226,600	201,400	170,400	134,900	97,400	20,900	
29 年以上 30 年未満	203,800	180,600	152,800	120,600	86,400	20,600	
30 年以上 31 年未満	179,000	158,700	134,800	105,600	75,800	20,200	
31 年以上 32 年未満	154,100	136,800	116,500	90,800	64,700	19,600	
32 年以上 33 年未満	129,500	115,100	98,600	75,600	54,300	18,700	
33 年以上 34 年未満	91,400	83,200	72,600	56,500	40,100	17,800	
34 年以上 35 年未満	56,100	53,400	48,300	38,100	26,900	17,100	

備考  
 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。  
 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。  
 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。



人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四〇―四六

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

第一条 人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の九十九以上百分の百六十」を「百分の百十二以上百分の百八十」に、  
「百分の百二十五以上百分の二百」を「百分の百三十八以上百分の二百二十」に改め、同号ロ中「百分の八十八以上百分の九十九」を「百分の九十九・五以上百分の百十二」に、  
「百分の百十一以上百分の百二十五」を「百分の百二十二・五以上百分の百三十八」に改め、同号ハ及びニ中「百分の七十七」を「百分の八十七」に、  
「百分の九十七」を「百分の百七」に改め、同項第二号イ中「百分の百十一以上百分の百七十二」を「百分の百二十六以上百分の百九十四」に、  
「百分の百五十九以上百分の二百三十四」を「

百分の百七十七以上百分の二百五十九」に改め、同号口中「百分の九十一・五以上百分の百十一」を「百分の百四以上百分の百二十六」に、「百分の百二十三以上百分の百五十九」を「百分の百三十七以上百分の百七十七」に改め、同号ハ及びニ中「百分の七十二」を「百分の八十二」に、「百分の八十七」を「百分の九十七」に改め、同項第三号イ中「百分の九十五以上百分の百七十五」を「百分の百六・五以上百分の百九十五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十七・五」に改め、同号ロ及びハ中「百分の八十二・五」を「百分の九十二・五」に改める。

第十三条の二第一項中「第二号イ」を「第一号イ、第二号イ又は第三号イ」に改め、同項第一号イ中「百分の三十七・五超」を「百分の四十四・五以上」に、「百分の四十七・五超」を「百分の五十四・五以上」に改め、同号ロ及びハ中「百分の三十七・五」を「百分の四十一」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十一」に改め、同項第二号イ中「百分の四十・五」を「百分の四十八」に、「百分の五十六・五」を「百分の六十三」に改め、同号ロ及びハ中「百分の三十五・五」を「百分の三十九」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十六」に改め、同項第三号イ中「百分の四十五超」を「百分の五十二以上」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同号ロ及びハ中「百分の四十五」を「百分の四十八・五」

に改める。

第二条 人事院規則九―四〇の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の百十二以上百分の百八十」を「百分の百五以上百分の百七十」に、「百分の百三十八以上百分の二百二十」を「百分の百三十一以上百分の二百十」に改め、同号ロ中「百分の九十九・五以上百分の百十二」を「百分の九十三・五以上百分の百五」に、「百分の百二十二・五以上百分の百三十八」を「百分の百十六・五以上百分の百三十一」に改め、同号ハ及びニ中「百分の八十七」を「百分の八十二」に、「百分の百七」を「百分の百二」に改め、同項第二号イ中「百分の百二十六以上百分の百九十四」を「百分の百十九以上百分の百八十四」に、「百分の百七十七以上百分の二百五十九」を「百分の百六十八以上百分の二百四十七」に改め、同号ロ中「百分の百四以上百分の百二十六」を「百分の九十八以上百分の百十九」に、「百分の百三十七以上百分の百七十七」を「百分の百三十以上百分の百六十八」に改め、同号ハ及びニ中「百分の八十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十七」を「百分の九十二」に改め、同項第三号イ中「百分の百六・五以上百分の百九十五」を「百分の百一以上百分の百八十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同号ロ及びハ中「百分の九十二・五

」を「百分の八十七・五」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「百分の四十四・五」を「百分の四十二」に、「百分の五十四・五」を「百分の五十二」に改め、同号ロ及びハ中「百分の四十一」を「百分の三十八・五」に、「百分の五十一」を「百分の四十八・五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十八」を「百分の四十五」に、「百分の六十三」を「百分の五十九・五」に改め、同号ロ及びハ中「百分の三十九」を「百分の三十六・五」に、「百分の四十六」を「百分の四十三・五」に改め、同項第三号イ中「百分の五十二」を「百分の四十九・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改め、同号ロ及びハ中「百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改める。

別表第一専門スタッフ職俸給表の項中「三級及び二級」を「二級以上」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

○ 人事院規則九一四〇―四六 新旧対照表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十二以上百分の百八十以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百三十八以上百分の二百二十以下）</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の九十九・五以上百分の百十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・五以上百分の百三十八未満）</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。） 百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百七）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 （同上）</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の九十九以上百分の百六十以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百二十五以上百分の二百以下）</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の八十八以上百分の九十九未満（特定管理職員にあつては、百分の百一十以上百分の百二十五未満）</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。） 百分の七十七（特定管理職員にあつては、百分の九十七）</p>

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十七未満（特定管理職員にあつては、百分の百七未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百二十六以上百分の百九十四以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十七以上百分の二百五十九以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百四以上百分の百二十六未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十七以上百分の百七十七未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の八十二（特定管理職員にあつては、百分の九十七）

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の九十七未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百六・五以上百分の百九十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の九十七・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の九十二・五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十二・五未満

2  
5  
4  
(略)

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の七十七未満（特定管理職員にあつては、百分の九十七未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百十一以上百分の百七十二以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十九以上百分の二百三十四以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の九十一・五以上百分の百一十未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十三以上百分の百五十九未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の七十二（特定管理職員にあつては、百分の八十七）

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の七十二未満（特定管理職員にあつては、百分の八十七未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の九十五以上百分の百七十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の八十七・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の八十二・五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十二・五未満

2  
5  
4  
(同上)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の四十四・五以上（特定管理職員にあつては、百分の五十四・五以上）

ロ 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の四十一（特定管理職員にあつては、百分の五十一）

ハ 直近の業績評価の全体評価が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の四十一未満（特定管理職員にあつては、百分の五十一未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の四十八以上（特定管理職員にあつては、百分の六十三以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の三十九（特定管理職員にあつては、百分の四十六）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十九未満（特定管理職員にあつては、百分の四十六未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 第一号イに掲げる職員 百分の五十二以上（事務次官等にあつては、百分の五十一）

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の三十七・五超（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五超）

ロ 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の三十七・五（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五）

ハ 直近の業績評価の全体評価が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の三十七・五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の四十・五以上（特定管理職員にあつては、百分の五十六・五以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の三十五・五（特定管理職員にあつては、百分の四十二・五）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十五・五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十二・五未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 第一号イに掲げる職員 百分の四十五超（事務次官等にあつては、百分の四十五）

2

ハ 第一号ロに掲げる職員  
（略） 第一号ハに掲げる職員  
百分の四十八・五未滿

2

ハ 第一号ロに掲げる職員  
（同上） 第一号ハに掲げる職員  
百分の四十五未滿



改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百五以上百分の百七十以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百三十一以上百分の二百十以下）</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の九十三・五以上百分の百五未満（特定管理職員にあつては、百分の百十六・五以上百分の百三十一未満）</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。） 百分の八十二（特定管理職員にあつては、百分の百二）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条（同上）</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十二以上百分の百八十以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百三十八以上百分の二百十以下）</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の九十九・五以上百分の百十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・五以上百分の百三十八未満）</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。） 百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百七）</p>

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百十九以上百分の百八十四以下（特定管理職員にあつては、百分の百六十八以上百分の二百四十七以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の九十八以上百分の百十九未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十以上百分の百六十八未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の七十七（特定管理職員にあつては、百分の九十二）

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の七十七未満（特定管理職員にあつては、百分の九十二未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百一以上百分の百八十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の九十二・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の八十七・五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十七・五未満

2  
5  
4  
(略)

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十七未満（特定管理職員にあつては、百分の百七未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百二十六以上百分の百九十四以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十七以上百分の二百五十九以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百四以上百分の百二十六未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十七以上百分の百七十七未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の八十二（特定管理職員にあつては、百分の九十七）

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の九十七未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百六・五以上百分の百九十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の九十七・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の九十二・五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十二・五未満

2  
5  
4  
(同上)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分

第十三条の二 (同上)

に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをするができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の四十二以上（特定管理職員にあつては、百分の五十二以上）

ロ 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の三十八・五（特定管理職員にあつては、百分の四十八・五）

ハ 直近の業績評価の全体評価が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の三十八・五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十八・五未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲

げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合  
イ 前号イに掲げる職員 百分の四十五以上（特定管理職員にあつては、百分の五十九・五以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の三十六・五（特定管理職員にあつては、百分の四十三・五）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十三・五未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の四十九・五以上（事務次官等にあつては、百分の四十七・五）

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の四十四・五以上（特定管理職員にあつては、百分の五十四・五以上）

ロ 直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の四十一（特定管理職員にあつては、百分の五十一）

ハ 直近の業績評価の全体評価が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の四十一未満（特定管理職員にあつては、百分の五十一未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲

げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合  
イ 前号イに掲げる職員 百分の四十八以上（特定管理職員にあつては、百分の六十三以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の三十九（特定管理職員にあつては、百分の四十六）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十九未満（特定管理職員にあつては、百分の四十六未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の五十二以上（事務次官等にあつては、百分の五十）

2  
 (略)  
 ロ 前号ロに掲げる職員 百分の四十六  
 ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十六未満

別表第一（第四条の三関係）

(略)	専門スタッフ 職俸給表	(略)	俸給表
(略)	(略)	職務の級二級以上の職員	職員
(略)	(略)	(略)	加算割合

2  
 (同上)  
 ロ 前号ロに掲げる職員 百分の四十八・五  
 ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十八・五未満

別表第一（第四条の三関係）

(同上)	専門スタッフ 職俸給表	(同上)	俸給表
(同上)	(同上)	職務の級三級及び二級の職員	職員
(同上)	(同上)	(同上)	加算割合

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）に基づき、人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九―八〇―五

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（行政職俸給表（一）の九級以上の職員に相当する職員）

第一条の二 給与法第十一条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
- 二 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

- 三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が十級以上であるもの
- 四 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの
- 五 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 六 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの
- 七 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
- 八 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

第二条の次に次の一条を加える。

(行政職俸給表(一)の八級の職員に相当する職員)

第二条の二 給与法第十一条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの
- 二 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
- 三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 四 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

- 五 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの
  - 六 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
  - 七 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
  - 八 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
  - 九 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるもの
- 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(平成二十八年改正法附則第三条の規定が適用される間の読替え)

- 2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第三条中「給与法第十一条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十号)附則第三条の規定により読み替えられた給与法第十一条の二第一項」とする。

(行政職俸給表(一)の八級以上の職員に相当する職員)

- 3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十号)附則第三条第三項の規定により読み替えられた給与法第十一条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員と

する。

- 一 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
- 二 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
- 三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの
- 四 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
- 五 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの
- 六 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
- 七 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの
- 八 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
- 九 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
- 十 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。



(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>(行政職俸給表(一)の九級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第一条の二 給与法第十一条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの</p> <p>二 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの</p> <p>三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が十級以上であるもの</p> <p>四 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの</p> <p>五 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの</p> <p>六 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの</p> <p>七 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの</p> <p>八 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの</p>	<p>第一条 (同上)</p> <p>(新設)</p>

第二条 (略)

(行政職俸給表(一)の八級の職員に相当する職員)

第二条の二 給与法第十一条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの
- 二 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
- 三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 四 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
- 五 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの
- 六 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
- 七 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 八 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
- 九 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるもの

第三条〜第六条 (略)

附則

(施行期日)

第二条 (同上)

(新設)

第三条〜第六条 (同上)

附則

1| この規則は、公布の日から施行する。

(平成二十八年改正法附則第三条の規定が適用される間の  
読替え)

2| 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで  
の間は、第三条中「給与法第十一条の二第一項」とある  
のは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正  
する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定  
により読み替えられた給与法第十一条の二第一項」とす  
る。

(行政職俸給表(一)の八級以上の職員に相当する職員)

3| 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法  
律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条第三項の規定  
により読み替えられた給与法第十一条第三項の人事院規則  
で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一| 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級  
が六級以上であるもの

二| 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八  
級以上であるもの

三| 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が  
九級以上であるもの

四| 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が  
八級以上であるもの

五| 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が  
七級であるもの

六| 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が

この規則は、公布の日から施行する。

(新設)

(新設)

四級以上であるもの

七 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

八 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

九 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

十 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―九三―三

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号イ中「三級」を「三級及び四級」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○ 人事院規則九一九三―三 新旧対照表

改正後	改正前
<p>           2 第二条 (管理職員特別勤務手当の額等)            (略)            2 給与法第十九条の三第三項第一号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。            一 (略)            二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額            イ 三級及び四級 一万二千元            ロ (略)            三・四 (略)         </p>	<p>           2 第二条 (管理職員特別勤務手当の額等)            (同上)            2 給与法第十九条の三第三項第一号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。            一 (同上)            二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額            イ 三級 一万二千元            ロ (同上)            三・四 (同上)         </p>

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一二三―二八

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

第一条 人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

別表中「三、六〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一六、六〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改める。

第二条 人事院規則九―一二三の一部を次のように改正する。

別表中「四、五〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「五、四〇〇

〇円」を「七、五〇〇円」に、「一三、一〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一六、六〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の規則九―一二三の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。



○ 人事院規則九―二三―二八 新旧対照表（第一条関係）

別表（第五条、第六条関係）											改 正 後
表 税務職俸給	専門行政職 俸給表				行政職俸給 表(一)					俸給表及び職務の級	
	一級	(略)	三級	二級	(略)	四級	三級	二級	一級	相当する職務の級	
	一級	(略)	四級	三級	(略)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円	再任用職員以外の職員の月額	
	四、五〇〇円	(略)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	(略)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円	再任用職員の月額	
一級	(略)	三級	二級	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員の月額	
一級	(略)	四級	三級	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員の月額	
四、五〇〇円	(略)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員の月額	
四、五〇〇円	(略)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員の月額	
別表（第五条、第六条関係）											改 正 前
表 税務職俸給	専門行政職 俸給表				行政職俸給 表(一)					俸給表及び職務の級	
	一級	(同上)	三級	二級	(同上)	四級	三級	二級	一級	相当する職務の級	
	一級	(同上)	四級	三級	(同上)	一四、八〇〇円	一三、七〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	再任用職員以外の職員の月額	
	三、六〇〇円	(同上)	一四、八〇〇円	一三、七〇〇円	(同上)	一四、八〇〇円	一三、七〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	再任用職員の月額	
一級	(同上)	三級	二級	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	再任用職員の月額	
一級	(同上)	四級	三級	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	再任用職員の月額	
三、六〇〇円	(同上)	一四、八〇〇円	一三、七〇〇円	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	再任用職員の月額	
三、六〇〇円	(同上)	一四、八〇〇円	一三、七〇〇円	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	再任用職員の月額	

表(二) 公安職俸給					表(一) 公安職俸給									
(略)	四級	三級	二級	一級	(略)	五級	四級	三級	二級	一級	(略)	四級	三級	二級
(略)	四級	三級	二級	一級	(略)	四級	三級	二級	一級	一級	(略)	四級	三級	二級
(略)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円	(略)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円	(略)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円
(略)	一二、六〇〇円	一一、七〇〇円	五、四〇〇円	四、五〇〇円	(略)	一二、六〇〇円	一一、七〇〇円	五、四〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円	(略)	一二、六〇〇円	一一、七〇〇円	五、四〇〇円

表(二) 公安職俸給					表(一) 公安職俸給									
(同上)	四級	三級	二級	一級	(同上)	五級	四級	三級	二級	一級	(同上)	四級	三級	二級
(同上)	四級	三級	二級	一級	(同上)	四級	三級	二級	一級	一級	(同上)	四級	三級	二級
(同上)	一四、八〇〇円	一一、七〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	(同上)	一四、八〇〇円	一一、七〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	(同上)	一四、八〇〇円	一一、七〇〇円	四、四〇〇円
(同上)	一一、二〇〇円	一〇、四〇〇円	四、三〇〇円	三、六〇〇円	(同上)	一一、二〇〇円	一〇、四〇〇円	四、三〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	(同上)	一一、二〇〇円	一〇、四〇〇円	四、三〇〇円

研究職俸給表			
(略)	三級	二級	一級
(略)	四級	二級	一級
(略)	一六、六〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円
(略)	一一、六〇〇円	五、四〇〇円	四、五〇〇円

  

研究職俸給表			
(同上)	三級	二級	一級
(同上)	四級	二級	一級
(同上)	一四、八〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円
(同上)	一一、二〇〇円	四、三〇〇円	三、六〇〇円

○ 人事院規則九―一二三―二八 新旧対照表（第一条関係）

改 正 後											改 正 前																																	
別表（第五条、第六条関係）											別表（第五条、第六条関係）																																	
税務職俸給表		専門行政職俸給表				行政職俸給表（一）					俸給表及び職務の級の相当する職務の級の	再任用職員以外の職員の月額	再任用職員の月額	税務職俸給表		専門行政職俸給表				行政職俸給表（一）					俸給表及び職務の級の相当する職務の級の	再任用職員以外の職員の月額	再任用職員の月額																	
一級	(略)	三級	二級	一級	(略)	四級	三級	二級	一級					一級	(同上)	三級	二級	一級	(同上)	四級	三級	二級	一級					一級	(同上)	三級	二級	一級	(同上)	四級	三級	二級	一級							
一級	(略)	四級	三級	二級										一級	(同上)	四級	三級	二級								一級	(同上)	四級	三級	二級														
六、三〇〇円	(略)	二〇、三〇〇円	一六、〇〇〇円	七、七〇〇円	(略)	二〇、三〇〇円	一六、〇〇〇円	七、七〇〇円	六、三〇〇円					六、三〇〇円	(略)	一五、四〇〇円	一四、二〇〇円	七、五〇〇円	(略)	一五、四〇〇円	一四、二〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円			六、三〇〇円	(同上)	四、五〇〇円	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	(同上)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円								
六、三〇〇円	(略)	一五、四〇〇円	一四、二〇〇円	七、五〇〇円	(略)	一五、四〇〇円	一四、二〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円					六、三〇〇円	(同上)	一五、四〇〇円	一四、二〇〇円	七、五〇〇円	(同上)	一五、四〇〇円	一四、二〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円			六、三〇〇円	(同上)	四、五〇〇円	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	(同上)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円								

表(二) 公安職俸給					表(一) 公安職俸給									
(略)	四級	三級	二級	一級	(略)	五級	四級	三級	二級	一級	(略)	四級	三級	二級
(略)	四級	三級	二級	一級	(略)	四級	三級	二級	一級	一級	(略)	四級	三級	二級
(略)	二〇、三〇〇円	一六、〇〇〇円	七、七〇〇円	六、三〇〇円	(略)	二〇、三〇〇円	一六、〇〇〇円	七、七〇〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	(略)	二〇、三〇〇円	一六、〇〇〇円	七、七〇〇円
(略)	一五、四〇〇円	一四、二〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円	(略)	一五、四〇〇円	一四、二〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	(略)	一五、四〇〇円	一四、二〇〇円	七、五〇〇円

表(二) 公安職俸給					表(一) 公安職俸給									
(同上)	四級	三級	二級	一級	(同上)	五級	四級	三級	二級	一級	(同上)	四級	三級	二級
(同上)	四級	三級	二級	一級	(同上)	四級	三級	二級	一級	一級	(同上)	四級	三級	二級
(同上)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円	(同上)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円	(同上)	一六、六〇〇円	一三、一〇〇円	五、五〇〇円
(同上)	一二、六〇〇円	一一、七〇〇円	五、四〇〇円	四、五〇〇円	(同上)	一二、六〇〇円	一一、七〇〇円	五、四〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円	(同上)	一二、六〇〇円	一一、七〇〇円	五、四〇〇円

研究職俸給 表			
(略)	三級	二級	一級
(略)	四級	二級	一級
(略)	二〇、三〇〇円	七、七〇〇円	六、三〇〇円
(略)	一五、四〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円

  

研究職俸給 表			
(同上)	三級	二級	一級
(同上)	四級	二級	一級
(同上)	一六、六〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円
(同上)	一二、六〇〇円	五、四〇〇円	四、五〇〇円

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―五四―七

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年改正法附則第三条の規定が適用される間の読替え）

第十一条 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条第二号中「給与法第十条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定により読み替えられた給与法第十一条の二第一項」とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。



○ 人事院規則九―五四（住居手当） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条～第十条（略）</p> <p>（平成二十八年改正法附則第三条の規定が適用される間の 読替え）</p> <p>第十一条 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十 一日までの間は、第二条第二号中「給与法第十一条の第二 一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等 の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則 第三条の規定により読み替えられた給与法第十一条の第二 一項」とする。</p>	<p>第一条～第十条（同上）</p> <p>（新設）</p>

給実甲第1216号

平成28年11月24日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、平成28年11月24日（第2項による改正については、平成29年4月1日）以降は、これによってください。

記

1 第40項第1号(1)中「100分の80」を「100分の90」に改め、同号(2)中「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号(1)中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改め、同号(2)中「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

第41項第1号中「100分の87.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

2 第40項第1号(1)中「100分の90」を「100分の85」に改め、同号(2)中「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号(1)中「100分の42.5」を「100分の40」に改め、同号(2)中「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

第41項第1号中「100分の97.5」を「100分の92.5」に改め

、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

以 上

給実甲第220号 新旧対照表（給実甲第1216号第1項関係）

改正後	改正前
<p>40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員</p> <p>イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員</p> <p>イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>10</u></p>	<p>40 （同左）</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア （同左）</p> <p>イ （同左）</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア （同左）</p> <p>イ （同左）</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>10</u></p>

<p><u>0分の42.5</u>を乗じて得た額の総額  ア イに掲げる職員以外の職員  イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額  ア イに掲げる職員以外の職員  イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p>	<p><u>0分の37.5</u>を乗じて得た額の総額  ア (同左)  イ (同左)</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額  ア (同左)  イ (同左)</p>
<p>41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額  (1) (2)に掲げる職員以外の職員  (2) 国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額  (1) (2)に掲げる職員以外の職員  (2) 国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員</p>	<p>41 (同左)</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の87.5</u>を乗じて得た額の総額  (1) (同左)  (2) (同左)</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額  (1) (同左)  (2) (同左)</p>

給実甲第220号 新旧対照表（給実甲第1216号第2項関係）

改正後	改正前
<p>40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員</p> <p>イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員</p> <p>イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>10</u></p>	<p>40 （同左）</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア （同左）</p> <p>イ （同左）</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア （同左）</p> <p>イ （同左）</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>10</u></p>

<p><u>0分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員</p> <p>イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員</p> <p>イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1) (2)に掲げる職員以外の職員</p> <p>(2) 国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1) (2)に掲げる職員以外の職員</p> <p>(2) 国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員</p>	<p><u>0分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>41 (同左)</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
---	---

給実甲第1217号

平成28年11月24日

人事院事務総長

給実甲第580号の一部改正について（通知）

給実甲第580号（扶養手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成29年4月1日以降は、これによってください。

記

給与法第11条及び規則第2条関係第2項中「及び第4号並びに同条第4項」を「、第3号及び第5号並びに第4項」に、「同条第2項第3号」を「同条第2項第4号」に改め、同関係第3項中「第11条第2項第5号」を「第11条第2項第6号」に改める。

給与法第11条の2及び規則第3条関係第1項中「そ及して」を「遡及して」に改め、「第11条の2第1項第2号」の次に「（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第80号。以下「平成28年改正法という。）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同関係第3項中「第11条の2第2項」の次に「（平成28年改正法附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同関係第5項中「同条第3項」を「同条第3項第7号」に、「よつて」を「よって」に改め、「又は第3項」の次に「（平成28年改正法附則第3条の規定



により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

以 上

給実甲第580号 新旧対照表（給実甲第1217関係）

改正後	改正前
<p>給与法第11条及び規則第2条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条第2項第2号、<u>第3号及び第5号並びに第4項の「満22歳に達する日」並びに同項の「満15歳に達する日」とはそれぞれ満22歳及び満15歳の誕生日の前日をいい、同条第2項第4号の「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後であることをいう。</u></p> <p>3 <u>給与法第11条第2項第6号の「重度心身障害者」とは、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p>給与法第11条及び規則第2条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条第2項第2号<u>及び第4号並びに同条第4項の「満22歳に達する日」並びに同項の「満15歳に達する日」とはそれぞれ満22歳及び満15歳の誕生日の前日をいい、同条第2項第3号の「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後であることをいう。</u></p> <p>3 <u>給与法第11条第2項第5号の「重度心身障害者」とは、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。</u></p> <p>4～6 (略)</p>
<p>給与法第11条の2及び規則第3条関係</p> <p>1 職員の扶養親族として認定されている者が、<u>遡及して規則第2条各号に該当することとなったために扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、職員に給与法第11条の2第1項第2号（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第80号。以下「平成28年改正法」という。）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事実が生じた日とは、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をさすものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>給与法第11条の2第2項（平成28年改正法附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合には、職員が</u></p>	<p>給与法第11条の2及び規則第3条関係</p> <p>1 職員の扶養親族として認定されている者が、<u>そ及して規則第2条各号に該当することとなったために扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、職員に給与法第11条の2第1項第2号に掲げる事実が生じた日とは、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額をそ及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をさすものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>給与法第11条の2第2項の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合には、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。</u></p>

届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

4 (略)

5 給与法第11条の2第1項第2号の「満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」及び同条第3項第7号の「特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合」については、扶養手当認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し、同条第2項又は第3項（平成28年改正法附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

4 (略)

5 給与法第11条の2第1項第2号の「満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」及び同条第3項の「特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合」については、扶養手当認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し、同条第2項又は第3項の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

給 3 - 1 0 9

平成28年11月24日

各府省給与担当課長 殿

人事院事務総局給与局

給 与 第 三 課 長

再任用職員の勤勉手当の成績率の決定に係る業績評価の取扱いについて（通知）

今般、人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）の一部改正が行われ、再任用職員の勤勉手当については、「優秀」適用者の成績率を「良好（標準）」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるよう改正を行いました。その運用に当たっては、下記の事項に留意してください。

#### 記

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の採用された日以後における最初の勤勉手当の成績率を決定する場合において、当該職員の直近の業績評価（6月期の勤勉手当にあつては前年10月1日から当年3月31日までの期間を、12月期の勤勉手当にあつては当年4月1日から9月30日までの期間を評価期間とする業績評価のことをいう。）が、再任用職員以外の職員としての業績評価であるときも、当該業績評価の結果を活用する。

以 上

事 務 連 絡

平成28年11月24日

各府省給与担当課長補佐 殿

人事院事務総局給与局

給与第三課長補佐（手当第一班）

人事院規則9－6（俸給の調整額）の調整基本額について

人事院規則9－6（俸給の調整額）第1条第2項の「その額が俸給月額 $100$ 分の $4.5$ を超えるときは、俸給月額 $100$ 分の $4.5$ に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」は、平成28年4月1日以降別添のとおりとなりますので、念のため通知いたします。

以 上

行政職俸給表（一）

職務の級	号 俸	調 整 基 本 額
1 級	1号俸	6,372円
	2号俸	6,421円
	3号俸	6,475円
	4号俸	6,525円
	5号俸	6,574円
2 級	1号俸のうち、 給与法別表第一 イの備考(二)に定 める職員	8,221円

行政職俸給表（二）

職務の級	号 俸	調 整 基 本 額
1 級	1号俸	5,755円
	2号俸	5,796円
	3号俸	5,841円
	4号俸	5,881円
	5号俸	5,926円
	6号俸	5,971円

専門行政職俸給表

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	7,317円
	2号俸	7,393円
	3号俸	7,470円
	4号俸	7,546円
	5号俸	7,618円
	6号俸	7,731円
	7号俸	7,839円
	8号俸	7,947円
	9号俸	8,046円
	10号俸	8,122円
	11号俸	8,199円
	12号俸	8,275円
	13号俸	8,352円
	14号俸	8,433円
	17号俸のうち、 給与法別表第二 の備考(二)に定め る職員	8,271円

公安職俸給表 (二)

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	7,110円
	2号俸	7,182円
	3号俸	7,258円

教育職俸給表（一）

職務の級	号 俸	調 整 基 本 額
1 級	1号俸	9,526円
	2号俸	9,630円
	3号俸	9,729円
	4号俸	9,828円
	5号俸	9,922円
	6号俸	10,021円
	7号俸	10,120円
	8号俸	10,215円
	9号俸	10,318円
	10号俸	10,426円



教育職俸給表（二）

職務の級	号 俸	調 整 基 本 額
1 級	1号俸	8,019円
	2号俸	8,136円
	3号俸	8,253円
	4号俸	8,374円
	5号俸	8,496円
	6号俸	8,622円
	7号俸	8,748円
	8号俸	8,878円
	9号俸	9,009円
	10号俸	9,144円
2 級	1号俸	9,585円
	2号俸	9,679円
	3号俸	9,774円
	4号俸	9,868円
	5号俸	9,954円
	6号俸	10,048円
	7号俸	10,143円
	8号俸	10,233円
	9号俸	10,332円
	10号俸	10,440円
	11号俸	10,548円
	12号俸	10,656円
	13号俸	10,755円
	14号俸	10,858円
	15号俸	10,962円
	16号俸	11,065円
	17号俸	11,169円

研究職俸給表

職務の級	号 俸	調 整 基 本 額
1 級	1号俸	6,376円
	2号俸	6,426円
	3号俸	6,480円
	4号俸	6,529円
	5号俸	6,579円
	6号俸	6,637円
	7号俸	6,696円
	8号俸	6,754円
	9号俸	6,804円
	10号俸	6,880円
	11号俸	6,952円
	12号俸	7,024円
	13号俸	7,092円
	14号俸	7,177円
	15号俸	7,263円
	16号俸	7,353円
	17号俸	7,434円
	18号俸	7,533円
	19号俸	7,632円
	20号俸	7,726円
	21号俸	7,825円
	22号俸	7,933円
2 級	1号俸	8,613円
	2号俸	8,730円
	3号俸	8,838円
	4号俸	8,946円
	5号俸	9,058円
	6号俸	9,162円
	7号俸	9,265円

医療職俸給表（三）

職務の級	号俸	調整基本額
1 級	1号俸	7,204円
	2号俸	7,267円
	3号俸	7,335円
	4号俸	7,398円
	5号俸	7,465円
	6号俸	7,533円
	7号俸	7,600円
	8号俸	7,668円
	9号俸	7,726円
	10号俸	7,803円
	11号俸	7,875円
	12号俸	7,947円
	13号俸	8,014円
2 級	1号俸	8,442円
	2号俸	8,536円
	3号俸	8,631円
	4号俸	8,721円
	5号俸	8,815円
	6号俸	8,919円
	7号俸	9,022円
	8号俸	9,126円
	9号俸	9,234円
	10号俸	9,297円
	11号俸	9,360円

福祉職俸給表

職務の級	号 俸	調 整 基 本 額
1 級	1号俸	6,975円
	2号俸	7,029円
	3号俸	7,083円
	4号俸	7,137円
	5号俸	7,182円
	6号俸	7,249円
	7号俸	7,312円
	8号俸	7,375円
	9号俸	7,434円
	10号俸	7,497円
	11号俸	7,560円
	12号俸	7,627円
	13号俸	7,695円
	14号俸	7,762円
2 級	1号俸	9,238円

## 勤勉手当に係る成績率(平成28年12月期)

### ○再任用職員以外の職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員			
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員	
	H28.6期	H28.12期	H28.6期	H28.12期	H28.6期	H28.12期	H28.6期	H28.12期
特に優秀 (以下)	160/100	180/100	200/100	220/100	172/100	194/100	234/100	259/100
	99/100	112/100	125/100	138/100	111/100	126/100	159/100	177/100
優秀 (未満)	99/100	112/100	125/100	138/100	111/100	126/100	159/100	177/100
	88/100	99.5/100	111/100	122.5/100	91.5/100	104/100	123/100	137/100
予算月数	80/100	90/100	100/100	110/100	80/100	90/100	100/100	110/100
良好	77/100	87/100	97/100	107/100	72/100	82/100	87/100	97/100
良好でない (未満)	77/100	87/100	97/100	107/100	72/100	82/100	87/100	97/100
矯正措置 (未満)	70.5/100	70.5/100	90.5/100	90.5/100	65.5/100	65.5/100	80.5/100	80.5/100
	60/100	60/100	75/100	75/100	54.5/100	54.5/100	64.5/100	64.5/100
戒告 (以下)	60/100	60/100	75/100	75/100	54.5/100	54.5/100	64.5/100	64.5/100
減給 (以下)	49.5/100	49.5/100	53/100	53/100	44/100	44/100	44/100	44/100
停職 (以下)	39/100	39/100	32.5/100	32.5/100	33.5/100	33.5/100	22.5/100	22.5/100

### ○再任用職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員			
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員	
	H28.6期	H28.12期	H28.6期	H28.12期	H28.6期	H28.12期	H28.6期	H28.12期
優秀 (超)/(以上)	37.5/100	44.5/100	47.5/100	54.5/100	40.5/100	48/100	56.5/100	63/100
予算月数	37.5/100	42.5/100	47.5/100	52.5/100	37.5/100	42.5/100	47.5/100	52.5/100
良好	37.5/100	41/100	47.5/100	51/100	35.5/100	39/100	42.5/100	46/100
良好でない (未満)	37.5/100	41/100	47.5/100	51/100	35.5/100	39/100	42.5/100	46/100
矯正措置 (未満)	37.5/100	37.5/100	47.5/100	47.5/100	35.5/100	35.5/100	42.5/100	42.5/100
	32/100	32/100	37/100	37/100	30/100	30/100	32/100	32/100
戒告 (以下)	32/100	32/100	37/100	37/100	30/100	30/100	32/100	32/100
減給 (以下)	27/100	27/100	26.5/100	26.5/100	25.5/100	25.5/100	22/100	22/100
停職 (以下)	21.5/100	21.5/100	16/100	16/100	19.5/100	19.5/100	10.5/100	10.5/100

### ○指定職職員

	再任用職員以外		再任用職員	
	H28.6期	H28.12期	H28.6期	H28.12期
優秀 (以下)	175/100	195/100	—	—
	95/100	106.5/100	45/100	52/100
事務次官	87.5/100	97.5/100	45/100	50/100
予算月数	87.5/100	97.5/100	45/100	50/100
良好	82.5/100	92.5/100	45/100	48.5/100
良好でない (未満)	82.5/100	92.5/100	45/100	48.5/100
矯正措置 (未満)	77.5/100	77.5/100	45/100	45/100
	62/100	62/100	35/100	35/100
戒告 (以下)	62/100	62/100	35/100	35/100
減給 (以下)	42/100	42/100	25/100	25/100
停職 (以下)	21/100	21/100	15/100	15/100

## 勤勉手当に係る成績率(平成29年6月期以降)

### ○再任用職員以外の職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員				
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員		
	H28.12期	H29.6期	H28.12期	H29.6期	H28.12期	H29.6期	H28.12期	H29.6期	
特に優秀	(以下)	180/100	170/100	220/100	210/100	194/100	184/100	259/100	247/100
	(以上)	112/100	105/100	138/100	131/100	126/100	119/100	177/100	168/100
優秀	(未満)	112/100	105/100	138/100	131/100	126/100	119/100	177/100	168/100
	(以上)	99.5/100	93.5/100	122.5/100	116.5/100	104/100	98/100	137/100	130/100
予算月数		90/100	85/100	110/100	105/100	90/100	85/100	110/100	105/100
良好		87/100	82/100	107/100	102/100	82/100	77/100	97/100	92/100
良好でない	(未満)	87/100	82/100	107/100	102/100	82/100	77/100	97/100	92/100
矯正措置	(未満)	70.5/100	70.5/100	90.5/100	90.5/100	65.5/100	65.5/100	80.5/100	80.5/100
	(超)	60/100	60/100	75/100	75/100	54.5/100	54.5/100	64.5/100	64.5/100
戒告	(以下)	60/100	60/100	75/100	75/100	54.5/100	54.5/100	64.5/100	64.5/100
減給	(以下)	49.5/100	49.5/100	53/100	53/100	44/100	44/100	44/100	44/100
停職	(以下)	39/100	39/100	32.5/100	32.5/100	33.5/100	33.5/100	22.5/100	22.5/100

### ○再任用職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員				
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員		
	H28.12期	H29.6期	H28.12期	H29.6期	H28.12期	H29.6期	H28.12期	H29.6期	
優秀	(以上)	44.5/100	42/100	54.5/100	52/100	48/100	45/100	63/100	59.5/100
予算月数		42.5/100	40/100	52.5/100	50/100	42.5/100	40/100	52.5/100	50/100
良好		41/100	38.5/100	51/100	48.5/100	39/100	36.5/100	46/100	43.5/100
良好でない	(未満)	41/100	38.5/100	51/100	48.5/100	39/100	36.5/100	46/100	43.5/100
矯正措置	(未満)	37.5/100	37.5/100	47.5/100	47.5/100	35.5/100	35.5/100	42.5/100	42.5/100
	(超)	32/100	32/100	37/100	37/100	30/100	30/100	32/100	32/100
戒告	(以下)	32/100	32/100	37/100	37/100	30/100	30/100	32/100	32/100
減給	(以下)	27/100	27/100	26.5/100	26.5/100	25.5/100	25.5/100	22/100	22/100
停職	(以下)	21.5/100	21.5/100	16/100	16/100	19.5/100	19.5/100	10.5/100	10.5/100

### ○指定職職員

	再任用職員以外		再任用職員		
	H28.12期	H29.6期	H28.12期	H29.6期	
優秀	(以下)	195/100	185/100	—	—
	(以上)	106.5/100	101/100	52/100	49.5/100
事務次官		97.5/100	92.5/100	50/100	47.5/100
予算月数		97.5/100	92.5/100	50/100	47.5/100
良好		92.5/100	87.5/100	48.5/100	46/100
良好でない	(未満)	92.5/100	87.5/100	48.5/100	46/100
矯正措置	(未満)	77.5/100	77.5/100	45/100	45/100
	(超)	62/100	62/100	35/100	35/100
戒告	(以下)	62/100	62/100	35/100	35/100
減給	(以下)	42/100	42/100	25/100	25/100
停職	(以下)	21/100	21/100	15/100	15/100

# 扶養手当の見直しに関する給与法・人事院規則の改正について

## 扶養手当の手当額等

※下線部が今回の見直しに伴う変更点

○ 手当額（給与法第11条第3項）

配偶者：6,500円（行(-)8級職員等は3,500円）

子：1人につき10,000円

父母等：1人につき6,500円（行(-)8級職員等は3,500円）

○ 行(-)9級以上職員等には、子以外の扶養親族に係る手当は支給しない  
（給与法第11条第1項ただし書）

○ 配偶者がいない場合の1人目の扶養親族に係る手当額の特例は廃止

※ 扶養親族の範囲（給与法第11条第2項）については変更なし（子と孫は号を分けて規定）、特定年齢の子に係る手当額の加算（+5,000円、給与法第11条第4項）は引き続き存置

## ＜手当額の見直しの段階的实施＞

手当額の見直しについては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施（改正法附則第3条第1項～第3項で必要な読替えを規定）

→ 平成29年度においては、配偶者が不在場合の1人目の扶養親族に係る特例あり  
 平成30年度に、配偶者に係る手当額が6,500円、子に係る手当額が10,000円となる  
 平成31年度に、8級以上の職員について子以外の扶養親族に係る手当額が3,500円となる  
 平成32年度に、9級以上の職員について子以外の扶養親族に係る手当が不支給となる

	現行	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
配偶者	7級まで	10,000	6,500	6,500	6,500
	8級	10,000	6,500	3,500	3,500
	9・10級	10,000	6,500	3,500	0
子	6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
	7級まで	6,500	6,500	6,500	6,500
	8級	6,500	6,500	3,500	3,500
父母等	6,500	6,500	6,500	3,500	0
	11,000	10,000（※）			
	配偶者が不在 場合の 1人目	7級まで	9,000（※）		—
8級		9,000（※）			
9・10級		9,000（※）			

（配偶者がある場合の子・父母等と同様の手当額とする）

（※）平成29年度において、配偶者がなく、子と父母等の双方を扶養する場合には、子を1人目の扶養親族とする。

（改正法附則第3条第1項の規定により読み替えられた給与法第11条第3項）



## ＜行政職俸給表(一)8級及び9・10級に相当する級＞

子以外の扶養親族に係る手当について、不支給とする行(一)9級及び10級に相当する級、手当額を3,500円とする行(一)8級に相当する級は以下のとおり。(人事院規則9—80第1条の2, 第2条の2)

俸給表	行(一)8級相当 (配偶者・父母等3,500円)	行(一)9級・10級相当 (配偶者・父母等不支給)
専門行政職俸給表	6級	7級・8級
税務職俸給表	8級	9級・10級
公安職俸給表(一)	9級	10級・11級
公安職俸給表(二)	8級	9級・10級
海事職俸給表(一)	7級	—
教育職俸給表(一)	4級	5級
研究職俸給表	5級	6級
医療職俸給表(一)	—	4級・5級
医療職俸給表(二)	8級	—
専門スタッフ職俸給表	2級	3級・4級

## 扶養手当に係る届出

※下線部が今回の見直しに伴う変更点

以下の場合には、届出が必要（給与法第11条の2第1項）

- ① 新たに職員となった者に扶養親族がある場合  
（行(-)9級以上等に採用された場合は、配偶者・父母等に係る届出は不要）
- ② 行(-)9級等から行(-)8級等となった場合で、扶養親族たる配偶者・父母等がある場合
- ③ 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合  
（行(-)9級以上職員等の配偶者・父母等が要件を具備するに至った場合は除く。）
- ④ 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合  
（子等が22歳に達したことにより要件を欠くに至った場合、行(-)9級以上職員等の配偶者・父母等が要件を欠くに至った場合は除く。）

※1 平成29年度においては、配偶者がいない場合の1人目の手当額に係る特例が引き続きあるため、**同特例**に**関連する届出**（例：特例を受けていた職員が配偶者を有するに至った場合の届出）は**現行と同様に必要**（改正法附則第3条第1項の規定により読み替えられた給与法第11条の2第1項）

※2 行(-)9級以上の職員に子以外の扶養親族に係る手当を支給しないのは平成32年度以降であるため、**平成31年度までの間は、上記のうち、行(-)9級以上職員等に係る部分については適用されない**。（改正法附則第3条第1項～第3項の規定により読み替えられた給与法第11条の2第1項）

→ 例えば、行(-)9級の職員であっても、配偶者が扶養親族たる要件を満たせば届出が必要

## 扶養手当の支給の始期・終期

※下線部が今回の見直しに伴う変更点

以下の場合には、扶養手当の支給を開始（給与法第11条の2第2項）

- ① 新たに職員となった者に扶養親族がある場合（行(-)9級以上等に採用された場合は、扶養親族たる子がある場合のみ）
- ② 行(-)9級等から行(-)8級等となった場合で、扶養親族たる子がなく、扶養親族たる配偶者・父母等がある場合
- ③ 扶養親族がない職員に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があ  
る場合（行(-)9級以上職員等は、扶養親族たる子がいない状態から、新たに扶  
養親族たる子の要件を具備するに至った者がある場合のみ）

＜支給の開始時期＞

- ①の場合：新たに職員となった日の属する月の翌月から支給
- ②の場合：行(-)8級等となった日の属する月の翌月から支給
- ③の場合：事実発生日の属する月の翌月から支給

※ 届出がこれらの日から15日経過後になされたときは、届出を受理した日  
の属する月の翌月から支給

※ 行(-)9級以上の職員に子以外の扶養親族に係る手当を支給しないのは平成32年度以降であるため、平  
成31年度までの間は、上記のうち、行(-)9級以上職員等に係る部分については適用されない。（改正法附則第  
3条第1項～第3項の規定により読み替えられた給与法第11条の2第2項）

→ 例えば、扶養親族のない行(-)9級職員が、要件を具備する配偶者を有するに至った場合は支給開始

以下の場合には、扶養手当の支給を終了（給与法第11条の2第2項）

- ① 扶養手当を受けている職員が離職又は死亡した場合
- ② 行(-)8級等から行(-)9級等となった場合で、扶養親族たる配偶者・父母等があり、扶養親族たる子がいない場合
- ③ 扶養手当を受けている職員の扶養親族の全てが扶養親族たる要件を欠くに  
至った場合（行(-)9級以上職員等は、扶養親族たる子の全てが扶養親族たる  
要件を欠くに至った場合）

＜支給の終了時期＞

- ①の場合：離職又は死亡した日の属する月で支給終了
- ②の場合：行(-)9級等となった日の属する月で支給終了
- ③の場合：事実発生日の属する月で支給終了

※ 行(-)9級以上の職員に子以外の扶養親族に係る手当を支給しないのは平成32年度以降であるため、平成31年度までの間は、上記のうち、行(-)9級以上職員等に係る部分については適用されない。（改正法附則第3条第1項～第3項の規定により読み替えられた給与法第11条の2第2項）

→ 例えば、行(-)8級から9級となった職員に、扶養親族たる配偶者があれば、支給は終了しない。

## 扶養手当の手当額の改定

※下線部が今回の見直しに伴う変更点

以下の場合には、扶養手当の手当額を改定（給与法第11条の2第3項）

- ① 扶養手当を受けている職員に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行(-)9級以上職員等の配偶者・父母等が要件を具備するに至った場合は除く。）
- ② 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行(-)9級以上職員等にあつては、子のみ）の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- ③ 扶養親族たる配偶者・父母等と、扶養親族たる子の双方を有する行(-)9級以上職員等が行(-)8級等になった場合
- ④ 扶養親族たる配偶者・父母等を有する行(-)8級職員が行(-)7級等になった場合
- ⑤ 扶養親族たる配偶者・父母等と、扶養親族たる子の双方を有する行(-)8級職員が行(-)9級等になった場合
- ⑥ 扶養親族たる配偶者・父母等を有する行(-)7級等の職員が行(-)8級等になった場合
- ⑦ 扶養親族たる子が特定期間（16歳の年度初め～22歳の年度末）となった場合

＜手当額の改定時期＞

①～⑦の事実発生日の属する月の翌月から改定

※ 届出がこれらの日から15日経過後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から改定

※1 平成29年度においては、配偶者がいない場合の1人目の手当額に係る特例が引き続きあるため、同特例に関連する手当額の改定(例：特例を受けている職員が配偶者が配偶者を有するに至った場合の手当額の改定)は現行と同様に行われる(改正法附則第3条第1項の規定により読み替えられた給与法第11条の2第3項)

【この場合の手当額の改定期期について、以下のような特例あり】

(例1)

配偶者がいない職員で子を1人扶養していた者が、配偶者を有するに至った場合で、届出が結婚の15日経過後以降になされた場合

- 配偶者を有するに至ったことによる増額改定  
→ 届出の翌月から改定
- 子に係る減額改定(10,000円→8,000円)  
→ 事実発生日の翌月から改定

(例2) ※ 平成29年度においては、配偶者がいない場合の1人目の扶養親族に係る手当額が子と父母等で異なり、双方を扶養する場合には子を1人目とすることとしていることにより生じうる例

配偶者がいない職員で父を1人扶養していた者が、新たに扶養親族たる子を有するに至った場合で、届出が子を有するに至った日の15日経過後以降になされた場合

- 子を有するに至ったことによる増額改定  
→ 届出の翌月から改定
- 父に係る減額改定(9,000円→6,500円)  
→ 事実発生日の翌月から改定

※2 行(-)9級以上の職員に子以外の扶養親族に係る手当を支給しないのは平成32年度以降であるため、平成31年度までの間は、上記のうち、行(-)9級以上職員等に係る部分については適用されない。(改正法附則第3条第1項～第3項の規定により読み替えられた給与法第11条の2第3項)

→ 例えば、平成30年度に、行(-)8級から9級となった職員に、扶養親族たる配偶者と扶養親族たる子がいる場合、手当額の改定は生じない。

※3 平成31年度においては、行(-)9・10級も含め、行(-)8級以上職員等について、配偶者・父母等の手当額が3,500円となるため、上記④、⑥の「行(-)8級等」は「行(-)8級以上等」と読み替えて適用する。(改正法附則第3条第3項の規定により読み替えられた給与法第11条の2第3項)

→ 例えば、平成31年度に、行(-)7級から9級に2段階昇格した職員に、扶養親族たる配偶者のみがある場合、(手当の支給終了となるのでなく、)手当額の改定が行われることとなる。

○ 附則第三条の規定による第二条による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十一条及び第十一条の二の読替五  
段表

(傍線部分は読替部分)

<p>現 行</p>	<p>（扶養手当） 第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p>
<p>平成二十九年 度 附則第三条第一項 による読替後</p>	<p>（扶養手当） 第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 ただし書は適用せず</p>
<p>平成三十年 度 附則第三条第二項 による読替後</p>	<p>（扶養手当） 第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 ただし書は適用せず</p>
<p>平成三十一年 度 附則第三条第三項 による読替後</p>	<p>（扶養手当） 第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 ただし書は適用せず</p>
<p>平成三十二年 度以降 (改正後)</p>	<p>（扶養手当） 第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行(一)九級以上職員等」という。）</p>





4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の四ヶ月一日から満二十二歳に達する日以後の

する扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万千円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の四ヶ月一日から満二十二歳に達する日以後の

する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万千円）、同項第三号から第六号までのいづれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の四ヶ月一日から満二十二歳に達する日以後の

のいづれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の四ヶ月一日から満二十二歳に達する日以後の

のいづれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき六千五百円（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）八級以上職員等」という。）にあつては、三千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の四ヶ月一日から満二十二歳に達する日以後の

者、父母等については一人につき六千五百円（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）に  
 ある子がいる場合  
 における扶養手当の  
 月額、前項の規定  
 にかかわらず、五千  
 円に特定期間にある  
 当該扶養親族たる子  
 の数を乗じて得た額  
 を同項の規定による  
 額に加算した額とす  
 る。

第十一条の二 新たに  
 職員となつた者に扶  
 養親族がある場合又  
 は職員に次の各号の  
 一に該当する事実が  
 生じた場合において  
 は、その職員は、直  
 ちにその旨（新たに  
 職員となつた者に扶  
 養親族がある場合又  
 は職員に第一号に該  
 当する事実が生じた  
 場合において、その  
 職員に配偶者がない  
 ときは、その旨を含  
 む。）を各庁の長又  
 はその委任を受けた  
 者に届け出なければ

最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）に  
 ある子がいる場合  
 における扶養手当の  
 月額、前項の規定  
 にかかわらず、五千  
 円に特定期間にある  
 当該扶養親族たる子  
 の数を乗じて得た額  
 を同項の規定による  
 額に加算した額とす  
 る。

第十一条の二 新たに  
 職員となつた者に扶  
 養親族がある場合又  
 は職員に次の各号の  
 いずれかに掲げる事  
 実が生じた場合にお  
 いては、その職員は  
 、直ちにその旨（新  
 たに職員となつた者  
 に扶養親族がある場  
 合又は職員に第一号  
 に掲げる事実が生じ  
 た場合において、そ  
 の職員に配偶者がな  
 いときは、その旨を  
 含む。）を各庁の長  
 又はその委任を受け  
 た者に届け出なけれ

最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）に  
 ある子がいる場合  
 における扶養手当の  
 月額、前項の規定  
 にかかわらず、五千  
 円に特定期間にある  
 当該扶養親族たる子  
 の数を乗じて得た額  
 を同項の規定による  
 額に加算した額とす  
 る。

第十一条の二 新たに  
 職員となつた者に扶  
 養親族がある場合又  
 は職員に次の各号の  
 いずれかに掲げる事  
 実が生じた場合にお  
 いては、その職員は  
 、直ちにその旨を各  
 庁の長又はその委任  
 を受けた者に届け出  
 なければならない。

最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）に  
 ある子がいる場合  
 における扶養手当の  
 月額、前項の規定  
 にかかわらず、五千  
 円に特定期間にある  
 当該扶養親族たる子  
 の数を乗じて得た額  
 を同項の規定による  
 額に加算した額とす  
 る。

第十一条の二 新たに  
 職員となつた者に扶  
 養親族がある場合又  
 は職員に次の各号の  
 いずれかに掲げる事  
 実が生じた場合にお  
 いては、その職員は  
 、直ちにその旨を各  
 庁の長又はその委任  
 を受けた者に届け出  
 なければならない。

最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）に  
 ある子がいる場合  
 における扶養手当の  
 月額、前項の規定  
 にかかわらず、五千  
 円に特定期間にある  
 当該扶養親族たる子  
 の数を乗じて得た額  
 を同項の規定による  
 額に加算した額とす  
 る。

第十一条の二 新たに  
 職員となつた者に扶  
 養親族（行（一）九級  
 以上職員等）にあつては  
 、扶養親族たる子に  
 限る。）がある場合  
 、「行（一）九級以上  
 職員等から行（一）九  
 級以上職員等以外の  
 職員となつた職員に  
 扶養親族たる配偶者  
 がある場合又は職員  
 等に次の各号のい  
 ずれかに掲げる事実  
 が生じた場合において  
 は、その職員は、直  
 ちにその旨を各庁の  
 長又はその委任を受

ならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があ  
る場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する

ばならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があ  
る場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があ  
る場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があ  
る場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があ  
る場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があ  
る場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

けた者に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があ  
る場合（行九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があ  
る場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があ  
る場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合に於いては、その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合は、その者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合に於いては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合に於いてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、その者が離職し、又は死亡

四 前号に該当する場合を除く。）  
 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合に於いては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合に於いてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、その者が離職し、又は死亡

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合に於いては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合に於いてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、その者が離職し、又は死亡

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行九級以上職員等）があつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合に於いては、その者が職員となつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合に於いてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日、職

項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもつて終

した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合には、同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、又は死亡した者から離職し、又は死亡した日、行（一）九級以上職員等以外の職員から行（一）九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等と同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその

職員が行(一)九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けた日、職員の扶養親族(一)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受けた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者がなつた場合において、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けてい

3 扶養手当は、第一号、第二号若しくは第七号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第一号第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第一号の規定による届出に係るものがある職員で配偶者が不在のもの、扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母

3 扶養手当は、第一号、第二号又は第七号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

3 扶養手当は、第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

る職員に更に第一項  
 第一号に掲げる事  
 実が生じた場合にお  
 ける扶養手当の支給  
 額の改定（扶養親族  
 たる子、父母等と同  
 項の規定による届出  
 に係るものがある職  
 員で配偶者のないも  
 のが扶養親族たる配  
 偶者を有するに至つ  
 た場合における当該  
 扶養親族たる子、父  
 母等に係る扶養手当  
 の支給額の改定につ  
 いて準用する。

等と同項の規定によ  
 る届出に係るものが  
 ある職員であつて配  
 偶者及び扶養親族た  
 る子で同項の規定に  
 よる届出に係るもの  
 のないものが扶養親  
 族たる配偶者又は扶  
 養親族たる子を有す  
 るに至つた場合の当  
 該扶養親族たる父母  
 等に係る扶養手当の  
 支給額の改定を除く  
 。）、扶養手当を受  
 けている職員のうち  
 扶養親族たる子で第  
 一項の規定による届  
 出に係るものがある  
 職員が配偶者のない  
 職員となつた場合に  
 おける当該扶養親族  
 たる子に係る扶養手  
 当の支給額の改定及  
 び扶養手当を受けて  
 いる職員のうち扶養  
 親族たる父母等と同  
 項の規定による届出  
 に係るものがある職  
 員であつて扶養親族  
 たる子で同項の規定  
 による届出に係るも



<p>三 (適用せず)</p>	<p>ののないものが配偶者 の場合における当該 扶養親族たる父母等 に係る扶養手当の支 給額の改定について 準用する。 一 扶養手当を受け ている職員に更に 第一項第一号に掲 げる事実が生じた 場合 二 扶養手当を受け ている職員の扶養 親族で第一項の規 定による届出に係 るものの一部が扶 養親族たる要件を 欠くに至った場合</p>
<p>三 (適用せず)</p>	<p>一 扶養手当を受け ている職員に更に 第一項第一号に掲 げる事実が生じた 場合 二 扶養手当を受け ている職員の扶養 親族で第一項の規 定による届出に係 るものの一部が扶 養親族たる要件を 欠くに至った場合</p>
<p>三 (適用せず)</p>	<p>一 扶養手当を受け ている職員に更に 第一項第一号に掲 げる事実が生じた 場合 二 扶養手当を受け ている職員の扶養 親族で第一項の規 定による届出に係 るものの一部が扶 養親族たる要件を 欠くに至った場合</p>
<p>三 偶者、父母等及び 扶養親族たる子で 第一項の規定によ る届出に係るもの がある行(一)九級以 上職員等が行(一)九 級以上職員等以外</p>	<p>一 扶養手当を受け ている職員に更に 第一項第一号に掲 げる事実が生じた 場合 二 扶養手当を受け ている職員の扶養 親族(行(一)九級以 上職員等にあつて は、扶養親族たる 子に限る。)で第 一項の規定による 届出に係るもの の一部が扶養親族た る要件を欠くに至 った場合 三 扶養親族たる配 偶者、父母等及び 扶養親族たる子で 第一項の規定によ る届出に係るもの がある行(一)九級以 上職員等が行(一)九 級以上職員等以外</p>

<p>六 (適用せず)</p>	<p>五 (適用せず)</p>	<p>四 (適用せず)</p>
<p>六 (適用せず)</p>	<p>五 (適用せず)</p>	<p>四 (適用せず)</p>
<p>六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものが ある職員で行(一)八級以上の職員等以外 のものが行(一)八級以上の職員等となつ</p>	<p>五 (適用せず)</p>	<p>四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものが ある行(一)八級以上の職員等が行(一)八級以上の職員等以外 の職員等となつた場合</p>
<p>六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものが ある職員で行(一)八級以上の職員等及び行(一)九級以上の職員等 のものが行(一)八</p>	<p>五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子 で同項の規定による届出に係るもの がある職員で行(一)九級以上の職員等 となつた場合</p>	<p>四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものが ある行(一)八級職員等が行(一)八級職員 等及び行(一)九級以上職員等以外 の職員等となつた場合</p>

<p>七 職員の扶養親族 たる子で第一項の 規定による届出に 係るものうち特 定期間にある子で なかつた者が特定 期間にある子とな つた場合</p>
<p>七 職員の扶養親族 たる子で第一項の 規定による届出に 係るものうち特 定期間にある子で なかつた者が特定 期間にある子とな つた場合</p>
<p>七 職員の扶養親族 たる子で第一項の 規定による届出に 係るものうち特 定期間にある子で なかつた者が特定 期間にある子とな つた場合</p> <p>た場合</p>
<p>七 職員等となつた 場合 職員の扶養親族 たる子で第一項の 規定による届出に 係るものうち特 定期間にある子で なかつた者が特定 期間にある子とな つた場合</p>